

鉏路地区管楽器個人コンテスト審査内規

(趣旨)

第1条 この内規は、鉏路地区管楽器個人コンテスト実施規定第5条及び第6条の規定に基づく審査及び判定等の必要な事項を定めるものである。

(審査員の人員)

第2条 審査員の人員は、3名とする。

(審査)

第3条 審査員は、演奏曲目における技術及び表現の2つの観点項目を各10段階で評価する。

2 審査員は、鉏路地区管楽器コンテスト審査票に各観点項目別評価点数及び講評を記入するとともに、代表にふさわしいと思われる者(この項において「代表選出者」という。)を1名選出し当該審査票の代表欄に○印を付すものとする。ただし、代表選出者に○印を付す場合にあっては、当該代表選出者の次条第1号に掲げる審査員別得点が、当該審査員が審査対象部門に出場したすべての者の中での最上位者でなければならない。

(集計)

第4条 審査係は、次の各号に掲げる方法により得点の集計を行う。

- (1) 前条第1項で付した観点項目別評価点数を審査員毎に合算し、審査員別得点を算出する。
- (2) 審査員3名の審査員別得点を合算して総合得点を算出する。

(判定)

第5条 審査係は、前条第2号に規定する総合得点が45点以上を金賞、44点以下28点以上を銀賞、27点以下を銅賞と判定する。

(代表者の選定)

第6条 審査係は、次の基準を満たしている者を代表者に選定する。

- (1) 第3条第2項で付した○印が審査員の過半数を超えている者
- (2) 審査対象部門に出場する者の全部について第3条第2項で付した○印が審査員の過半数に満たない場合には総合得点が最も高い者

2 審査係は、前項の基準でも代表者を選定できない場合には、総合得点が同点の最上位者を対象に、審査員3名による記名式の決選投票を実施して代表を選定するものとする。このとき、審査員別得点の高低比較により優劣が判断できる場合には、当該審査員の投票を省略することができる。

(各賞及び代表者の決定)

第7条 理事長は、第5条及び前条各項の結果に基づき、各賞及び代表者を決定する。

第8条 理事長は、判定に問題が生じた場合には審査員の意見を参考にして、その取扱いを決定するものとする。

附 則

この内規は、平成30年5月12日から施行する。

附 則 (令和2年5月8日一部改正)

この内規は、令和2年5月9日から施行する。

附 則 (令和5年12月23日一部改正)

この内規は、令和5年12月23日から施行する。